

HAND IN HAND

はんど いん はんど

昨年の暮にアメリカのチルドレンズ・エクスプレスの記者がやってきました。

彼らは13才の少年少女で私に日本の離婚事情を聞きたいというのです。私は何故、離婚に関心があるのか聞いたところ、「これは子供の問題だ」というのですね。アメリカでは今、両親の不和や別居、離婚で、精神的にも肉体的にも虐待を受けている子が多い。もう大人に任せておいては駄目だから、子供同士で連帯し助けあわなければならない、というのです。驚きました。「子どもが書いた離婚の本」(コンパニオン出版)を訳しましたので、アメリカの子供たちが親の離婚についてよく考えていて、かつ子供の権利についても主張し、行動的なのはよくわかっているつもりでしたが、ここまで来ているのかと思いました。

日本でも子供たちの悩みはアメリカと同じです。「円テーブルの家族」(文化出版局)でも書きましたが、子供たちなりの考えや主張もあります。決してアメリカの子供たちに比べて子供っぽいわけではないのです。ただ残念なことに、日本の子供たちは、親の離婚について話しあう場、意見を発表できる場を持っていません。

13才の記者たちは「離婚問題にまきこまれた子供たちのためのプログラムは日本ではどうなっているか教えてほしい」と言いましたが、そんなものは皆無です。厚生省も文部省も、それが必要だという認識すらないのではないのでしょうか。私はまず、一人で悩んでいる子供たちのために話しあえる場を作ってあげたいと思います。そこから彼らは自分たちで、子供のための「離婚に対処するプログラム」を作りだすことでしょう。手始めに、夏に子供キャンプを開こうと思いますが、ご意見をおきかせ下さい。

円 より子

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚—それは旅の半ばのひとつの出来事。新たな旅立をした女たちはいま手をとりあい、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。生きやすい社会をめざし、支えあう女たちの、ハンド・イン・ハンドは流木である。

第36号 定価 120円

【発行日】1984年4月1日

【発行所】現代家族問題研究所

東京都渋谷区神宮前3-33-2-202

〒150 電話 03(402)7354

【発行人】^{まどか}円 より子

【編集人】ミヤジマ マサコ

36

みんなの力で

児童扶養手当制度の改悪をやめさせよう！

署名にご協力

ありがとうございます

先月号に同封した署名用紙は、現在、一五〇〇名以上の署名が集まっています。静岡の服部さん、大阪の和田さん始めみなさん本当にありがとうございます。各地から、改悪に対する怒りの声も届いています。これをもつて来週早々（三月二十六日頃）にでも国会議員会館へ行き、できるかぎり大勢の衆参両議員の紹介をとりたいと思っています。署名が多いのと同時に、紹介議員の数がいほど力になるそうです。署名は衆参両院議長あてですので、一人で二枚に署名すればよかったです。二枚で二十名分集めて送って下さった人が多く、ずいぶんもったいないことになりました。でも、切実な思いは通じることでしょう。

各地で抗議行動

さて、東京、大阪、札幌等では「改正」反対集会も次々開かれますし、千葉でも小沢遼子さんが反対署名をしています。また、先月号でお知らせした有識者による「児童扶養手当法改正反対の声明」も賛同者二六四名（三月十四日現在）の氏名と反対事由を印刷してできあがり、国会議員全員と各都道府県、及びマスコミあてに発送しました。近々再び記者会見も開く予定です。

賛同者には犬養智子、大島渚、依萌子、原ひろ子さんら著名人から、母子福祉関係者、弁護士等がいらっしゃり、皆さん本気で怒り、反対して下さっています。この声明文を社会党婦人局では各都道府県議会の社会党議員に一筆つけて送ってくれましたし、公明党にもそれを依頼する予定です。

本当の意味の「改正」
をめざす幅広い活動をノ

予算委員会ですら既に通っているの大変困難な事態ではありますが、とにかく頑張つて「改正案」を通さないようにしたいものです。

署名はこれからも何かの役に立つでしょうから（各人、二枚に署名してもらい）できれば続けて送ってください。こちらでは、これを機会に、広く離婚の実態を一般の人々に知ってもらい、改悪を今後も阻止し、離婚に対する偏見と差別をとりのぞき、養育費の履行の確保等、本当の意味の改正にとりくむため、シンポジウム等も計画しています。

みなさんも、生活に追われ余裕のない状況でしょうが、面接交渉権のアンケート等でもぜひご協力をお願いしたいと思います。これは父親からの養育費のことなど、

国がまったく調べていないことで確かな「改正」反対のデータとなるからです。

また、署名と一緒に、全国から抗議の声が続々と届いています。当事者からの切実な訴えを、またこんな無謀な改悪は絶対に許してはならないという心からの怒りを、みなさんの手紙の中からお紹介します。

☆本当にひどい改悪だと思います。これでは離婚を禁止するということではありませんか。私のように養育費どころか、嫁入道具まで押さえられてしまったら、一体どうしろというのでしょうか。

これほど頭にきていながら、正々堂々と誰にでも署名を頼めばよさそうなものですが、気がひけるんです。お恥しいことですが、たったこれだけお願いするのに本当に大変な勇気がいりました。

自分の中にある離婚や別居に対する偏見をはっきり見せつけられた気がしました。 徳島県・E

☆署名の件、さつそく職場で頼んでみましたところ、快くしてもらえませんでした。うっかりコピーを取らずに回してしまったので、一枚きりで残念です。福岡県・

☆いつもハンド・イン・ハンドを楽しみにしております。近い将来には離婚を切出そうと、心ひそかに準備中です。さて署名の件ですが、隣近所や会社の方等、頼みずらくて結局私と娘の分だけです。申訳ありません。東京都・S

☆署名者名簿を同封致します。自分の微力を思うとき、本当に大変なことと存じますが、切手を少々カンバさせていただきます。 長野県・

☆署名わずかですが集まりましたので送ります。児童扶養手当の改悪は何としてもくいとめねばと、気ばかりあせるのですが、力不足で申訳ありません。先日大阪ニコニコ離婚講座に出ましたが、二三年前の自分を見る思いで胸がいたみました。兵庫県・

☆私は死別の母子家庭ですが、いつも励まされています。今回の改

悪は、ハンド・イン・ハンドに書かれているようにまさに女性差別です。男のいない家庭は、親類の間でも軽く見られ、男性社会をひしひしと感じています。封建社会そのままの女性差別の慣習を打ち破りましょう。 大阪・

☆署名が集まりましたので送ります。私事ながら、娘の保育所入所が内定しました。やつと四月から行動開始です。神奈川県・

☆署名運動にもっと協力したかったのですが、二才半の長男と九カ月の娘を母に預け、ビジネスホテルのウエイトレスとして働く身です。どうしても時間がなく、友人の所に行つて署名してもらうことまで手がまわりませんでした。自分の名前しか書けなかつたこと、どうぞお許しください。

☆主人とは離婚調停中ですが、生活費の請求をしてもうまくごまかされてしまつてまつたくももらえない状態です。主人の年収は六百万を越えていますし、児童扶養手当ももらえないとなると、本当に困ります。 東京都・I

☆遅くなりましたが、署名各九枚ずつ送ります。去る三月十一日、大阪府母子福祉連合会決起集会が

開かれ、要望を決議しましたが、何人かの発言の中にまるで国側の意見を代弁するような声も聞かれ、がっかりしてしまいました。どうかこの署名が充分生かされることを祈つております。大阪

☆今年は何倍もの雪と寒さで暮しくい年です。おまけに児童扶養手当削減なんてお先まつ暗です。欲をいうつもりはありませんが、せめて子供の教育を終えるまでは支給してほしいと思います。でなければ国は、私たち母子家庭の母親に、夜も昼も休まずに働けといわんばかりです。役人は女が働いて得たお金で子供を育てるといふことが、どれほど大変なことかわからないのでしょうか。

新潟県・

☆毎日の会社勤めで一日が終つてしまいます。子供を育てている人は、どんなにか大変なことだろうと思います。先日正木児童家庭局長宛に、私も抗議のハガキを出しました。 東京都・N

☆改悪具体化のニュースに、もう声なき声ではいられない、当事者である私たちが、何か行動を起こさなければと思ひペンを取りました。厚生省は「国に頼るより夫婦

間で解決すべきこと」といつていますが、前夫の所得により扶養手当の支給をうんぬんするのなら、親の義務を果たさない父親が多い日本では、フランスのように支払いの義務化を法律で明示すべきだと思います。

☆離婚家庭の生活実態も知らないで、一方的に福祉切り捨てをする政府に抗議しましょう。

千葉県・

☆北海道出身の全女性議員にハガキ作戦を開始しました。「児童扶養手当があるために離婚するわけではない」「七年間で必ず経済的自立ができる社会ではない」ことを訴えます。現在受給している人からの切実な声を国会に届けなければ、生命と引換えに離婚しなければならなかつた母子世帯は浮かばれません。ただ黙ってはいけません。良かれ、悪しかれすべてを認めてしまうことになるので、がんばります。 北海道・



『女性と財産分与』④

弁護士 金住 典子

Ⅰ民法七六八条の誕生の歩み―そのⅡ

(はじめに)「財産分与」の規定が誕生するまでの足どりのうち、前回は、敗戦に至る途中までの歩みを追ってみました。

むづかしい文語調の言いまわしは、読みすすむのもつらいものですが、それでも丹念に読まれた方は、次のことに気づかれたことでしょう。

はじめの民法草案(明11)は、フランス民法の「養料給与規定」にならっていましたので①「養料」は、離婚についての責任(過失)の有無を問わず認めるという考え方に立っていること。②また、次の旧民法の第一草案と同じく、「離婚前の地位を保有することを標準にする」という考え方のもとに、「財産入額」つまり「収入」の「三分の一」を限度とする考え方を承認していたこと。

ところが、それから12年後に作成された旧民法の第一草案では、

過失主義(制裁主義)を採用し、離婚に責任のない者には、養料の支払義務を認めない、という考え方をとり、大巾に後退しています。責任のある者を、「曲者」などと呼んでいるのは、江戸時代からの悪事をはたらいたい者への総称の名残りがあつておもしろいですね。

しかも、養料給与の規定は協議離婚には適用しない、というのですから、ほとんどの庶民には利用させない意図がありあります。右の第一草案の修正案である、「議定案」では、さらに、養料の程度が、「離婚前の地位を保有する」から、「適当の」と改められ、ぐっと後退してきます。

さらに「再調査案」では、「適当の」という字句も削られ、単に「養料を給すべきこと」となつてしまっています。

さて、それでは、敗戦に至るまでの歩みをつづけてみてみましょう。

う。

5 「再調査案」は、そのまま「元老院提案」第一一六条に引継がれますが、元老院で審議の結果削除されてしまいます。その主な理由は、当時の法律取調委員村田保の次のような意見にうかがわれます。「夫婦の関係ひとたび解くるときは、互いに敵視するは通常なり。養料を給する者は言うまでもなく、養料を受くる者といえども喜んでこれを受くる者はなかるべし。また養料に汲々たる者ならば初めより離婚の訴をも為さざること明らかなり。かつ(第十二条に於て)姻族の關係は婚姻の解消に困りて止むとあれば離婚の後は全く一箇の他人たるべし。養料は法律上の義務にして親族間の為に設けたるものにして他人のために設けたるものに非ざればなり。」

小野教授は、右の村田意見を、「離婚後に至つてまで他方に養われたくない、という醇風美俗的な觀念、あるいは離婚後まで妻を養わねばならぬ道理はない」という男尊女卑的思想に胚胎する」ものと述べておられますが、私は、むしろ「個」の思想が家族法のなかに

全くなかったことになるものを考えた。つまりは、社会的弱者である女性の保護を認める人権思想が皆無であつたことによると思うのです。

いずれにせよ、フランス民法にならつて当初立案された「養料給与規程」は、どんどん後退して、ついに旧民法には規定されることなく終りました。しかし、その旧民法も、フランスの学者ポアソナードが主として編纂に當つたこともあり、わが国の国情にあわないうことからの反対運動が起り、ついに施行を延期して法典調査会をつくり、民法修正事業を行うことになりました。

6 法典調査会が採用した「民法第一議案」第八二九条(明治二六年六月六日)に再び離婚給付条項が復活します。すなわち、「夫婦の一方の過失に困りて離婚の判決ありたるときは、その一方は他の一方が自活すること能わざる場合に於て之を扶養する義務を負う。」②第八二三条第六号(破綻主義離婚)の場合に於ては離婚の訴を提起したる者よりその配偶者を扶養することを要す。③前二項に定め

たる義務は夫婦の一方が死亡し又は、扶養を受くる権利を有する者が再婚したときは消滅す」この内容は、「再調査案」と同じですが、②項で、はじめて無過失主義（無責主義）を認めた点は画期的でした。しかし、これも結局は削られるのです。（つづく）

家計簿公開 7

埼玉県 Mさん

家族構成

Mさん（三七才）会社員
 長男（十二才）
 次男（九才）
 2DKバス付アパート
 （県営住宅順番待ち中）

|| 経済からみたMさんの生活 ||

離婚して三年半、自立にはほど遠い生活ですが、公開します。

就学援助等、公的扶助の受けられるものはもなく受け、養育費が月額六万円、アパート代は親が支払ってくれておりますので、そ

 家計簿内容（59年2月分）

〔収入〕	
給与（手取り）	90,000
養育費	60,000
児童扶養手当	37,700
計	¥187,700
〔支出〕	
①食費	55,000
②住居・備品	0
③光熱費	16,000
④被服費	1,000
⑤保健衛生費	10,000
⑥教育費	9,000
⑦教養娯楽費	5,000
⑧交際費	10,000
⑨交通・通信費	8,000
⑩雑費	1,000
計	¥115,000
差引残高	¥72,700
（50,000 何か月分かまとめて定期性預金へ） （22,700 プール分）	



の相当額五万円は必ず貯蓄するようになっています。

毎月事情が異なりますから、費目ごとの金額にデコボコはありますが、ほぼ十二万円を生計費と考え、残りはプールして、入学時な

と特別な出費に備えています。

先日、私のところと同じような家族構成で生活保護を受ける場合は、生計費を十四万円と算定されることを知ってちょっと驚き、そして、ちょっと安心しました。といますのは、私は一年前から腎炎らしいということなので、働けなくなつたらどうしようという恐怖心が強かつたのです。とはいえ、現在の状況で、医療費の自己負担が一部二割になるといのは大打撃です。おまけに、児童

扶養手当減額ラインと目される年収百五十万円を、昭和五十九年は四千元越えそうなのです。

この四月に、長男は中学生になります。教育費は増加する一方で、食べ盛りは、食費の増加も覚悟しなければなりません。それなのに、義務教育を終了すれば、公的扶助は少なくなつてしまいます。

現在の家計が、自分が働いて得る収入で維持されているわけではなく、アパートにせよ、養育費にせよ、いわば、いつまで続くかわからないものをあてにして成り立っているわけですし、その意味では非常に不安定で、なんとかしたとは思いますが、病気のこともあり、収入の良い、従つて体にとつて厳しい仕事を探すのもためらわれる状態です。目下のところ、先き行きの教育費と老後の生活が一番気がかりです。

バザーのご案内

五月三十日より、家族問題研究所の事務所において、バザーを開きます。前々からお願ひしている出品物（特に子供物大歓迎）を事務局宛送ってください。またご不用の事務用品などもありましたらご一報ください。

さあ春だ

が・ん・ば・る・ぞ

****いよいよ働きに出ます****

四月から娘(二才)を保育園に預けて、働きに出ようと思つています。離婚して二年、両親に甘えてきましたが、これからは私が一番しつかりがんばってゆかなければと思つています。

ハンド・イン・ハンドを読んでみると、仲間を感じ、はげまされいます。 岡山県・

****看護学校に合格****

私にも少しだけ春がきました。三三号に「看護学校受験」と書きました北海道のOです。おかげさまで合格しました。

まだまだ問題は多々ありますし、看護婦の道も安易なものではないと思つています。でも一歩、歩き出せたことが今とてもうれしく思つています。

北海道・O

****今こそ力を蓄えて****

八才、六才の二児を連れて実家に身を寄せています。六才の幼稚園児の送迎が必要のため、家に居ますが、今は力を蓄える時期だと思つて技術を習得すべく、二つの通信教育を受けています。

最近、ようやく気持ちも落ち着き、勉強にも身が入るようになってきました。金銭面で、私に収入がないということがずいぶんあせる原因でした。幾らかでも稼ぎたい、稼がなければ……と。でもこの頃は、先は長いんだから、何の技術もなくパートに出て、わずかの収入を得るだけより、今この時期に、身につけるものを養つておこうと思つうようになりましたが、それもこれも経済的にも精神的にも支えてくれる両親のおかげと感謝しています。

福岡県・O

****時々自信喪失****

昨年三月に離婚しました。別れようと決心してから何年もたつていたのに自律神経失調症になり、ずいぶん苦しみました。

娘二人(二十才と高一)はやさしくて今のところ問題はありませんが、日がたつにつれて私自身は何もかも自信をなくし、時々ひどくおちこんでしまいます。こんなことではいけない、と理屈ではわかっているのですが、お酒を飲んだり、タバコの量がふえて娘に注意される始末です。

神奈川県・

****訓練校でもこんな差別が****

職業訓練校の申し込みに行き、女性の再就職のむずかしさを思い知らされた出来事について、おたよりします。

(1)申し込んだ職業訓練校に、私のような年齢(三三才)で入学した前例がない。

(2)母子家庭という条件がつけば、恐らく無競争で入学できるので(私のコースは3倍)、若くて、有望な、可能性のある人を蹴落とすことになる。

(3)母子家庭には訓練中一年間手当が出るが、俗にいえば図々しい(というニュアンスでやんわりいわれた)

再出発をすべく、はりきつていた矢先でしたので、いちいち声を大にして、反論せざるを得ませんでした。 神奈川県・

****就職はしたけれど****
****複雑な気持****

二月初めから勤務し始めたところですが、半月経った今も明るい気持ちで就職を喜べず、かといって何もしないわけにはいかず、毎朝出勤しているといったところで、社長を含めたたつた三人の会社のため、入社早々社会保険の加入手続きや職安への用事など行つた先々で不愉快な体験をしました。まず社会保険事務所で健保の扶養家族がいることを証明するために住民票などの提示を求められたこと。(男性が扶養する子供の申告をする場合は証明書は不要！歴然とした男女差別！)

職安へ行った目的は「従業員を雇い入れた場合の各種助成金制度」(特定求職者雇用開発助成金)の(4)に母子家庭の母等に該当する私

を雇い入れた経営者が、”もらえ
るものは何でももらおう”といつ
た発想で、その申請に必要な書類
をこともあろうに私自身が受領に
行かされたのです(面接時の応待
から断りの連絡が来るものとはか
り思っていたのが、なぜ急に採用
されたのかこれで納得)。

この条件のために採用されたとい
うことはやはりブライドを傷つ
けられた思いですが、完全週休二
日制に手取り十四万の給料は未練
があり複雑な心境です。

大阪・

ハンド・イン・ハンド

ミニ講座 No 2

職業訓練校で 技術を身につける

離婚女性の自律を阻む最大の原
因は、何といつても経済的問題で
す。子連れでしかも中高年女性の

中途採用となればそのハンディキ
ャップは大きく、求職活動の困難
さはみなさんが骨身にしみている
ことでしょう。

仕事を求める手段としては①新
聞や雑誌の求人広告②職業斡旋所
の紹介③訓練校や各種学校で技術
を身につける、方法があります。
今回はこの職業訓練校についてご
紹介してみたいと思います。

中高年婦人の職業訓練

就職を希望している中高年婦人
に対し、高等職業訓練校において
職業訓練を行っています。

【対象】おおむね三五才以上の女
子および母子家庭の母。ただし、
母子家庭の母は年齢制限はなし。

【期間】六カ月。

【費用】無料。四五才以上の人お
よび母子家庭の母などで、公共職
業安定所の指示を受けて入校した
場合は、訓練期間中、手当を支給
される。

【高等職業訓練校の科目】東京都
の場合では①新宿婦人(調理、福
祉ヘルパー、事務、ビルクリーニ
ング) ②牛込(ミシン縫製、経
理事務、販売) ③太田(ミシン縫

製) ④江戸川(洋服)

【申し込み】一月、八月に募集、
牛込・太田校は六月、十二月にも
募集。職業訓練校または公共職業
安定所へ。

母子家庭の母等の雇用促進

訓練校の外にも母子家庭の雇用
を促進するために、次のような制
度が設けられています。これらの
制度についての問い合わせは、も
よりの公共職業安定所へ。

【雇用開発助成金】公共職業安定
所の紹介により母子家庭の母等を
雇用する事業主に、対象となる労
働者に支払った賃金の四分の一(中
小企業は三分の一)の額を一年
間支給。

【職場適応訓練】母子家庭の母等
を職場環境に適応させるための訓
練を事業主に委託し、訓練終了後
引き続き雇用する制度。訓練期間
は六カ月。訓練生には月額約十万
六千円の訓練手当、事業主には訓
練生一人につき月額一万七千円の
委託費を支給。

【職業訓練】公共職業安定所の指
示により受講する者に対し、訓練
期間中、月額十万六千円を支給。

* 求人案内 *

☆専業主婦だった私が、今は
七人もの主婦を使って小物の
製作をしています。注文はさ
ばききれないほど。洋裁と手
芸の技術、そしてアイデアの
ある方、一緒にやりませんか。

☆版下や写植の技術を身につ
けたい方、働きながら確かな
技術を取得しませんか。応募
の動機、希望条件を書いて、
履歴書と一緒に送って下さい。
条件は相談に応じます。

☆他にもベビシッターを探
している方などいます。求職
求人、求住居についても事務
局へお手紙お寄せください。



前略
お手紙
ありがとう



孤立しないで
がんばろう

埼玉県・

別居生活を続けてきましたが、子供の学校の関係等からこの三月に正式離婚するつもりです。

現在「離婚」という言葉は氾濫し、離婚経験者も市民権を得たかに見えますが、いざ自分がその立場に立ってみて、周囲の偏見の強さに驚かされます。覚悟はしていましたが、やはり孤立してしまふのはつらいことです。長年勤めた会社も風当たりが強く、再就職も考えなければなりません。子供のこともいろいろな問題があります。しかし離婚は終わりではなく、新しい生活への出発点なのです。から孤立することなく、生活してゆきたいものです。どうかよろしくお願いします。

H・I・H
Q & A

夫が「子供は渡さない」と

〔Q〕別居して一年になります。離婚は双方とも認める結論ですが、夫が、男手ひとつ、保育所に頼んでも育てると二才の男子の引き取りを主張しているため、なかなか話がつきません。最近では養育費も支払わず、脅迫めいた手紙ばかり送ってきます。もちろん私が引き取って離婚したいのですが、どうやって夫を納得させたらよいでしょうか。

岩手県・S

〔A〕はたして夫は本心から子供の引き取りを望んでいるのでしょうか。ややもすると夫が「子供は渡さない」という場合、本当は離婚を望んでいなかったり、子供を離婚のかけひきに使ったりすることもあります。いずれにしろ、親権、監護権の問題はとても大切なことなので、家裁で調停をした方がよいと思われまふ。

とりあえず離婚だけは不利?

〔Q〕お互いの価値観や金銭感覚のズレからトラブルの絶えない十三年間でしたがもはや限界を越え、こ

の一月から別居中。ずいぶん共働きだったので、土地建物、二軒の店舗等の財産があります。何とか公平に分けて別れたいと思えますが、夫の母からはまず離婚届だけでも早く出してくれと責められ焦っています。またよい相談機関もご紹介ください。

東京・

〔A〕法律的には離婚成立後も三年以内なら慰謝料、財産分与等請求できることになっていますが、いったん離婚が成立した後に、果たして相手が誠意をもって応ずるかどうかが、納得できる取り決めをした後に離婚をした方がよいと思えます。ニコニコ離婚講座、円の個人相談、信頼できる弁護士の紹介等いろいろお手伝いできると思います。一度事務局へお電話ください。

学童保育って何?

〔Q〕離婚して一年半。住まいのこと、仕事のこと、いろいろな問題はありますが、来年入学する娘のことが不安です。今は保育園なので心配ありませんが、学校へ行くと帰宅が早くなり、鍵っ子になってしまいます。「学童保育」があると聞きました。どんな内容なのでしょう。か。

埼玉県・

〔A〕放課後帰宅してもめんどうをみてもらえないなどの事情にある小学校低学年の児童を対象とし、保育時間は下校時からおおむね午後五時まで。費用は自治体によって無料から月額数千円まで若干差があります。「ただいま」と学童クラブに行き、夕方まで世話をしてもらえます。利用相談は区市役所・町村役場の窓口です。

(編集後記)

ずつと気になっていた青森のさんからお便りがありました。「みなさまの励みで購読を続けていきます」と。さん、ありがとうございます。朗報がたくさんあります。事務局が広くなります。専従の事務局員もお願いしました。

さんです。よろしく。当分の間、十時から四時まで事務局に詰めていただきます。今までの数倍のパワーアップましがいなし。ご存知と思いますが、離婚仲介業「愛幸センター」が逐に逮捕されました。当研究所の活動も誤解されることがあり、はなはだ迷惑していましたが、これでスッキリしました。

(M)

H・I・H 告知板

第53回ニコニコ離婚講座

四月二十八日(土)午後一時半～四時半。日本社会事業大学地下〇一教室(国電原宿駅下車五分、東郷神社隣)。講師円より子、金住典子弁護士「必要な法律と手続きについて」。参加費千円。

ハンド・イン・ハンドの会

◆東京の会

四月十九日(木)新大手町ビル一階サンパティックサロン、午後六時半から。会費千円(軽食つき) 電話予約要〇三(四〇二)七三五四

◆大阪の会

初めてのニコニコ離婚講座、なんと一〇名の方が来られ、二次回にも七十名が参加、大盛況でした。今後半年に一度位はこのような会を持ちたいと思います。
四月十日(火)午後六時～九時。
大阪府情報センター(住友中之島ビル五階、定例会をひらきます)。

両親と同居。

⑤二年前に離婚、六才の娘と共に両親と同居。精神的にも落着いてきましたが、老人の世話で同じこもりがちです。三才。

⑥夫の浮気で、住む所も職も失い途方にくれています。二九才、子供なし。離婚話し合い中。

⑦TBSの報道特集(一月二十九日)で北海道に支部のできたことを知りました。協力させてください。

⑧みなさんと協力して、ぜひ神奈川の会をつくりたいと思います。ご連絡ください。

⑨九州に嫁いだ友人が離婚問題で悩んでいます。博多で支部作りの動きはありませんか。また博多在住の会員の方、力になっていただけませんか。

お友達になつてください

①離婚して六カ月。子供はなく、母と暮しています。求職時にも離婚で差別されました。四七才です。よろしく。

②徳島県内の方、ご連絡ください。二八才の高校教員、十一カ月の息子と実家にいます。

③子供のいない同士で集りたいのですが、ご連絡ください。

④同じ境遇の方とお話したく思います。離婚一年半、三三才。三児(六才、四才、三才)をかかえて

女性のための年金

健康年金

現代は生きがいを求めて

人間らしく

生きる時代です。

母として

一人の女として

- 月々1万円で一生涯にわたり年金を受取れます。
 - 診査なしでご契約できます。
 - 万が一の場合も死亡給付金をお支払いします。
- お問い合わせ先



東邦生命保険相互会社

東京都渋谷区渋谷2の15の1 千150 電話 東京(03)499-1111(大代表)

～東邦生命が応援します～

担当(内)3408 小林